第5 徴税費等に関する調

1 年度別徴税費

	番	平成30	年度	令和元年	F度	令和2年	F度	令和3年	F度	令和4年	F度
	号	金額	比率								
		千円	%								
① 徴 税 費(A+B+C+D)	1	3,042,404	100.0	3,144,157	100.0	3,073,279	100.0	3,055,759	100.0	3,127,860	100.0
人 件 費 (A)	2	882,413	29.0	898,651	28.6	879,648	28.6	873,386	28.6	850,483	27.2
職員給	3	449,940	-	458,026	-	451,886	-	456,273	-	443,253	-
諸 手 当	4	252,445	-	261,315	-	254,328	-	245,363	-	237,783	-
時 間 外 勤 務 手 当	5	20,888	-	21,212	-	17,890	-	13,352	_	11,198	_
特殊勤務手当	6	1,939	-	1,734	-	1,385	-	1,251	-	1,299	-
その他の手当	7	229,618	-	238,369	-	235,053	-	230,760	_	225,286	_
その他の人件費	8	180,028	-	179,310	-	173,434	-	171,750	_	169,447	-
旅 費 (B)	9	2,092	0.1	2,139	0.1	1,474	0.0	1,637	0.1	2,784	0.1
需用費等(C)	10	380,611	12.5	461,005	14.7	415,509	13.5	406,455	13.3	501,923	16.0
需 用 費	11	37,208	-	41,044	-	39,749	-	39,218	-	39,387	-
通信運搬費	12	40,314	-	39,076	-	37,048	-	36,698	-	34,913	-
備品費	13	88	-	983	-	-	-	-	-	22	-
そ の 他	14	303,001	-	379,902	-	338,712	-	330,539	-	427,601	-
徴 収 取 扱 費 等 (D)	15	1,777,288	58.4	1,782,362	56.7	1,776,648	57.8	1,774,281	58.1	1,772,670	56.8
個人県民税徴収取扱費	16	1,462,541	-	1,461,505	-	1,463,803	-	1,453,524	-	1,439,825	-
地方消費税徵収取扱費	17	55,750	-	53,881	-	52,673	-	54,574	-	54,629	-
納税貯蓄組合連合会補助金	18	1,642	-	1,516	-	1,129	-	1,069	-	809	-
特別徴収義務者交付金等	19	237,529	-	242,859	-	234,150	-	234,046	-	242,785	-
そ の 他	20	19,826	-	22,601	-	24,893	-	31,068	-	34,622	-
② 税 収 入 (決 算 額)	22	92,415,897	_	91,458,940	_	91,917,441	_	99,633,779	_	99,966,409	_
	22	32,413,037		31,430,340		31,317,441		33,033,773		33,300,403	
③税収入に対する徴税費の割合 ①/②	23	-	3.3	-	3.4	-	3.3	-	3.1	-	3.1
④ 徴 税 職 員 数	24	138	-	139	-	138	-	139	-	134	-
事務吏員数	25	122	-	124	-	122	-	123	-	118	-
その他の職員数	26	16	-	15	-	16	-	16	-	16	-
⑤徴税職員1人当りの税収入額 ②/④	27	669,680	_	657,978	_	666,068	_	716,790	_	746,018	_
⑥徴税職員1人当りの徴税費 ①/④	28	22,046	-	22,624	_	22,274	-	21,984	-	23,342	-
人件費(含 旅 費)	29	6,409	-	6,481	-	6,385	-	6,295	-	6,368	-
(A+B)/④ 物件費(含徴収取扱費等) (C+D)/④	30	15,637	_	16,143	_	15,889	_	15,689	-	16,975	-

注 1 「徴税職員数」は、各年度の年度末日現在における人員数である。

^{2 「}徴税職員数」の「事務吏員数」は、派遣職員を除いた実人員数である。

^{3 「}徴税職員数」の「その他の職員」とは、会計年度任用職員である。

2 個人県民税徴収取扱費交付額

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		円	円	円	円	円
納税義務者数 (納税者	てによるも <i>の</i> 数 (人))	1,422,423,750 (474,452)				
県に払い込まれた (払 込 金		453,256 (6,475,392)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
過誤納金及び還付	加算金によるもの	30,704,402	30,240,357	35,386,113	32,362,112	32,369,753
納期前納付による	報奨金によるもの	-	-	-	-	-
配 当 割 額 又 は 所得割額の還付(10,039,364	7,942,568	7,704,769	11,864,157
交 付	額言	1,462,541,260	1,461,504,675	1,463,802,460	1,453,523,659	1,439,825,007

注 交付額の算定基礎は次による。

- 1 「納税義務者数によるもの」は、納税義務者一人につき3,000円。
- 2 「県に払い込まれた金額によるもの」は、平成18年度以前の課税分に係る払込金額の100分の7に相当する額。
- 3 「過誤納金及び還付加算金によるもの」、「納期前納付による報奨金によるもの」及び「配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付(充当)によるもの」は、それぞれ相当する額。

3 特別徴収義務者等に対する交付金

交付 年度	対象税目		特別徴収義務者交	付金	特別徴収指導交付金		
平及		対象人員	対象税額	交付額	対象団体	交付額	交付額
		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	148,816,000	743,200	1	300,000	1,043,200
30	軽 油 引 取 税	107	9,099,102,112	227,432,100	1	4,000,000	231,432,100
	産業廃棄物税	12	202,168,244	5,053,600	-	-	5,053,600
	計	135	9,450,086,356	233,228,900	2	4,300,000	237,528,900
		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	150,645,250	752,300	1	300,000	1,052,300
元	軽油 引取税	105	9,349,954,630	233,320,000	1	4,000,000	237,320,000
	産業廃棄物税	11	179,502,316	4,486,700	-	-	4,486,700
	計	132	9,680,102,196	238,559,000	2	4,300,000	242,859,000
		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	153,126,200	764,800	1	300,000	1,064,800
2	軽油 引取税	103	8,960,562,269	223,477,300	1	4,000,000	227,477,300
	産業廃棄物税	10	224,351,822	5,607,500	-	-	5,607,500
	計	129	9,338,040,291	229,849,600	2	4,300,000	234,149,600
		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	145,490,200	726,500	1	300,000	1,026,500
3	軽 油 引 取 税	103	9,126,176,502	227,717,600	1	4,000,000	231,717,600
	産業廃棄物税	9	224,085,270	5,601,000	-	-	5,601,000
	計	128	9,495,751,972	234,045,100	2	4,300,000	238,345,100
		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	153,041,350	764,400	1	300,000	1,064,400
4	軽油 引取税	100	9,359,722,263	232,558,000	1	4,000,000	236,558,000
	産業廃棄物税	9	206,586,487	5,162,500	-	-	5,162,500
	計	125	9,719,350,100	238,484,900	2	4,300,000	242,784,900

注 1 特別徴収義務者交付金の算定基礎は次による。

[・]ゴルフ場利用税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入した額の100分の0.5。

[・]軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入(徴収猶予期間内納入を含む。)した額の100分の2.5。

² 特別徴収指導交付金は、特別徴収義務者を構成員とする団体に対して予算の範囲内で交付する。

市町村に対する交付金 4

			個人県民税 徴収取扱費 交 付 金	ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	自動車税 環境性能割 交 付 金	旧自動車 取 得 税 交 付 金	県民税利子割 交 付 金	県民税配当割 交 付 金	県民税株式等 譲渡所得割 交 付 金	法人事業税 交 付 金	地方消費税 交 付 金
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
鹿	角	市	50,875,785	-	14,768,000	170,358	809,000	6,514,000	5,467,000	45,053,000	753,561,000
小	坂	町	6,930,274	-	2,561,000	29,565	144,000	1,175,000	990,000	22,585,000	131,671,000
大	館	市	105,042,529	4,283,300	19,701,000	227,279	2,253,000	18,075,000	15,148,000	132,925,000	1,828,609,000
北	秋 田	市	42,390,427	6,905,325	14,869,000	171,525	819,000	6,574,000	5,507,000	43,898,000	784,437,000
上	小阿仁	: 村	2,862,474	-	1,367,000	15,792	43,000	350,000	293,000	1,948,000	51,110,000
能	代	市	73,736,487	-	15,586,000	179,813	1,595,000	12,771,000	10,696,000	93,610,000	1,327,866,000
藤	里	町	4,296,235	-	2,436,000	28,114	59,000	477,000	399,000	2,606,000	70,242,000
三	種	町	21,145,409	9,516,150	7,258,000	83,759	404,000	3,235,000	2,705,000	15,764,000	373,688,000
八	峰	町	9,279,307	4,397,610	3,008,000	34,734	157,000	1,267,000	1,061,000	7,781,000	161,596,000
秋	田	市	478,327,575	55,820,940	55,699,000	642,480	12,732,000	102,004,000	85,451,000	693,218,000	8,230,562,000
男	鹿	市	34,747,811	6,921,600	11,218,000	129,427	671,000	5,356,000	4,478,000	39,646,000	638,310,000
潟	上	市	47,241,237	-	8,542,000	98,561	930,000	7,492,000	6,292,000	31,900,000	765,367,000
五.	城目	町	11,690,746	-	3,186,000	36,776	212,000	1,705,000	1,426,000	9,938,000	216,342,000
八	郎潟	町	7,739,312	-	1,567,000	18,098	147,000	1,179,000	984,000	5,104,000	135,843,000
井	Ш	町	6,198,798	-	2,326,000	26,859	113,000	909,000	760,000	5,265,000	115,580,000
大	潟	村	5,764,790	-	5,824,000	67,217	204,000	1,650,000	1,385,000	5,138,000	82,229,000
由	利本荘		112,385,349	-	32,956,000	380,147	2,347,000	18,843,000	15,796,000	111,983,000	1,940,382,000
に	かほ	市	36,409,859	-	12,307,000	141,981	832,000	6,608,000	5,514,000	30,236,000	597,958,000
大	仙	市	113,493,470	13,757,730	48,511,000	559,560	2,284,000	18,335,000	15,369,000	127,331,000	2,024,754,000
仙	北	市	34,344,425	-	13,649,000	157,467	632,000	5,046,000	4,216,000	34,219,000	641,238,000
美	郷	町	26,457,268	-	16,124,000	186,021	464,000	3,716,000	3,107,000	19,783,000	462,034,000
横	手	市	124,385,554	6,297,725	34,885,000	402,414	2,544,000	20,372,000	17,059,000	140,442,000	2,247,419,000
湯	沢	市	61,192,482	-	15,849,000	182,837	1,096,000	8,771,000	7,339,000	68,694,000	1,116,007,000
羽	後	町	19,379,319	-	6,494,000	74,948	327,000	2,610,000	2,183,000	15,173,000	344,232,000
東	成瀬	村	3,508,085	-	1,926,000	22,245	48,000	400,000	336,000	3,412,000	64,424,000
	合 計		1,439,825,007	107,900,380	352,617,000	4,067,977	31,866,000	255,434,000	213,961,000	1,707,652,000	25,105,461,000

- 注 算定基礎は次による。
 - 1 個人県民税徴収取扱費交付金は、納税義務者数×3,000円等である。(第5 2「個人県民税徴収取扱費交付額」の注記参照)
 - ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の収入額の10分の7である。
 - 3 自動車税環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の100分の40.85相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
 - 旧自動車取得税交付金は、旧自動車取得税の収入額の100分の66.50相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
 - 県民税利子割交付金は、県民税利子割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
 - 6 県民税配当割交付金は、県民税配当割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
 - 県民税株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額により あん分したものである。 8 法人事業税交付金は、法人事業税の収入額の100分の7.7相当額を市町村民税の法人税割額及び従業者数であん分したものである。

 - 9 地方消費税交付金は、清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額について、市町村の人口及び従業者数(社会保障財源分 については市町村の人口)であん分したものである。

納税貯蓄組合連合会補助金交付額 5

	県連合会の事務	に要する経費			対象	🗦 事業に要する紹	E 費	
構成員数 a	(a×15,000)A	定額分 B	計 (A+B) ①	市町村数 c	(c×30,000)C	中学校数 d	(d×10,000)D	計(C+D)②
	円	円			円		円	円
8	120,000	620,000	740,000	6	180,000	14	140,000	320,000

補助金 返納額 ③	補助金 の 額 ①+②-③)
円	円
251,101	808,899

- 注 この調は、秋田県納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付額について作成したものであり、交付基準は次による。
 - 1 県連合会の事務に要する経費
 - 県連合会の構成員(地区連合会(地区連合会がない地域にあっては市町村連合会))の数に15,000円を乗じた額に620,000円を加算した額
 - 2 対象事業(※)に要する経費
 - 対象事業において地区連合会又は市町村連合会が分担する市町村数に30,000円を乗じた額と、当該市町村に所在する中学校の数に10,000円
 - 3 対象事業とは、全国納税貯蓄組合連合会が国税庁との共催により実施する中学生の「税についての作文」募集事業のうち、県連合会及び その構成員が分担して行う事業